

平成 30 年 5 月 16 日

一般財団法人 日本データ通信協会 タイムビジネス部

6 月 5 日、トラストサービス推進フォーラム（会長：手塚悟）が始動します！

Society5.0 を支える信頼基盤であり、国際電子取引に必要なトラストサービスの普及促進に共に取り組む企業・団体等を募集しています！

（一財）日本データ通信協会が事務局を務めるタイムビジネス協議会は、その組織を発展的に改組し、平成 30 年 6 月 5 日にトラストサービス推進フォーラムを設立することを決定しました。会長に手塚悟氏（慶應義塾大学特任教授）、副会長に山本隆章氏（セイコーソリューションズ取締役相談役）、林慶司氏（セコムトラストシステムズ代表取締役社長）、宮崎一哉氏（三菱電機）が就任します。また、最高顧問に大橋正和氏（中央大学教授）、顧問に須藤修氏（東京大学教授）、米丸恒治氏（専修大学教授）が就任します。総務省はじめ関係する行政機関等にオブザーバーとしての参加を要請します。



会長に就任する手塚悟
慶應義塾大学特任教授

設立後の取組として、従前の活動に加え、日本におけるトラストサービスの定義やその在り方について検討するとともに、eIDAS 規則にトラストサービスを規定し、この分野で先行している EU に対しては、日 EU・ICT 戦略ワークショップ等の場において、調整に努める予定です。

■トラストサービス推進フォーラム設立記念シンポジウム及びパーティーの開催

開催日：2018 年 6 月 5 日（火曜日）

時間：シンポジウム 15:00-17:45（開場 14:30）、パーティー（招待者のみ）18:00-20:00

場所：KFC Hall Annex（東京都墨田区横網 1-6-1 国際ファッションセンタービル 3 階）

参加料：無料

申込：<https://www.dekyo.or.jp/tsf/>

講演 1「トラストサービス推進フォーラムについて」

宮崎 一哉 トラストサービス推進フォーラム 副会長

講演 2「デジタルの陥穽」（仮）

大橋 正和 中央大学 教授

講演 3「Society5.0 を支えるトラストサービスのあるべき姿」（仮）

手塚 悟 慶應義塾大学 特任教授

講演 4「Society5.0、データがヒトを豊かにする社会の実現に向けて」（仮）

柳島 智 総務省 情報流通行政局 参事官（行政情報セキュリティ担当）

■ トラストサービス ～便利で不正行為ができないデジタル社会の実現～

世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画に描かれている、「データがヒトを豊かにする社会」を築くには、そこに参加するプレイヤーやデジタル情報の信頼性確保が不可欠です。時空間を超越したデジタル社会では、国境を超えて将来に亘って利用されるデジタル情報の信頼性を担保する仕組みが必要となります。

トラストサービスは、リモートとペーパーレスによるやり取りの利便性、新しいビジネスモデルの創出、コスト削減、リスク削減、プロセスの効率向上を実現するだけにとどまらず、不正行為のできない社会を実現します。

諸外国に目を向けると、EU においては、eIDAS 規則が制定されデジタル単一市場の実現に不可欠な信頼基盤が構築されています。また、アメリカでは、巨大 ICT 企業が自主規制的に信頼基盤の構築を進めています。中国でも、爆発的にデジタル化が推進している状況です。

いま、タイムスタンプ、電子証明書、電子署名、EDI（電子データ交換）や電子契約など、デジタル空間における信頼を求められるサービスを提供している事業者は、産学官協力のもと、日本のトラストサービスのスキームを整備する必要があります。

トラストサービス推進フォーラムは、日本のトラストサービスのスキームの整備に注力し、グローバルに通用する信頼基盤を構築したいと考えています。

■ GDPR 対応の次は、eIDAS 規則対応が必要に！

GDPR（General Data Protection Regulation）への対応に取り組んでいる日本企業は多いと思われませんが、GDPR 対応の次は、eIDAS 規則対応が必要になる可能性があります。

EU においては eIDAS 規則が完全施行され、既に、金融機関での支払い決済サービスや非道路移動機械のエンジン排ガス規制適合証明書の電子化などにおいては eIDAS 規則に定められているタイムスタンプ付きの電子署名が求められるようになりました。今後は更にその適用範囲が広がると予想されます。

GDPR 対応に取り組んでいる日本企業は、eIDAS 規則についても、その動向について情報収集を行い、事業に影響を及ぼさないように速やかに対応する必要が生じてくると考えられます。

トラストサービス推進フォーラムは、eIDAS 規則とその適用についても情報の収集・発信に努めて参りたいと考えています。

（参考）

eIDAS 規則とは

すべての EU 加盟国に直接適用される法律で、電子本人確認（eID）と、タイムスタンプ、電子署名等のトラストサービスを定義しています。トラストサービスに法的効力を認める一方、トラストサービス提供事業者には、eIDAS 規則への適合を求めています。2016 年 7 月 1 日に施行されました。

■ 本件に関するお問い合わせ先：
一般財団法人日本データ通信協会 トラストサービス推進フォーラム 事務局
電話：03-5907-3813
URL: <https://www.dekyo.or.jp/tsf/>
Email: tsf@dekyo.or.jp

